

に關心を有しながら、やむを得ず退職するものも決して少なくないのが現状であります。故に待遇に關し適當な國家の保證を切望致します。それで是非次の如き措置を採られたいのであります。

- (一) 都道府縣師範學校女子部に高等女學校卒業、修業年限三年の保育科を附設すること
- (二) 大學に保育研究科を設置し、幼稚園教員養成機關の指導者を養成すること

(三) 都道府縣に保育研究所を設置し、保育及び幼兒文化の

教育基本法及び學校教育法の掲載に添えて

——特に幼稚園の部に就て——

編 集 者

研究指導、教員の再教育等を行うこと

(四) 幼稚園教員の待遇を國民學校教員と同等となすこと

六、保育資材及び保育用品の確保

目下幼児保育施設に於いては、保育資材難及び保育用品の不足の爲めに、その復興、修理、運営に付き甚だ困難な状態に陥つています。依つて保育施設の復興、新設に當つては、資材の確保又保育用品の製作配給等に特に御力添えを切望致します。

以上本案を提出御願ひする所以であります。

教育基本法と學校教育法は誌友必讀また必携の重要法律として、本號附録に掲載した。教育基本法は、教育刷新委員會

の内閣總理大臣への答申に基き、文部省案として議會に提出可決せられたもの、その提出理由に『あらたに日本の教育の基本を確立するため、教育の目的を明示し、又、日本國憲法の精神に則り、これと關連する諸條項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である』とある通り、わが國の教育の總基本となるものである。全文を掲載した。

簡潔であるが、句々綿密な理解を要する。

學校教育法は同じく教育刷新委員會において討議せられ、教育基本法に基き從來の一切の教育令を廢止して、新法律案とし、議會において、可決せられたものである。從來の教育令は勅令によつて定められていたが、今や、すべて法律となつた。新憲法の本旨に従つていえば、法律による教育法は、とりもなおさず、國民が定めた教育法といふことである。法律としての學校教育法に此の深い意義のあることが、先ずよ

く注意せられなければならない。さて、此の法律にいう學校とは、小學校、中學校、高等學校、大學、盲學校、聾學校、養護學校及び幼稚園であつて、大學と幼稚園は、學校といふ名稱でないが、法律上は學校であつて、すなわち、幼稚園から大學までの一切の學校がこの一本の法律によつて、同一の教育法の中に置かれてあるのである。全文を掲載するのがよいのであるが、誌面の關係上、高等學校と大學の部その他を省略した。わが國の學校體系は、幼稚園三年、小學校六年、中學校三年、高等學校三年(乃至五年)、大學四年(乃至以上及大學院)であつて、その六・三が義務教育となつている。その各々の學校が如何に新らしい性格に刷新せられたかは、機會ある毎に誌上で解説したいと思つてゐるが、先ず精讀せられたい。

特に幼稚園の部について一言する。幼稚園は從來の幼稚園令によつては他の學校とは獨立の保育施設であつたが、この學校教育法においては他の諸學校と同列の法的規定下にその位置をもつたのである。これは教育刷新委員會の議決答申によることであり、教育機關としての幼稚園の將來の位置を確立したものである。保姆の名稱が廢され、大學(教授)以外、小學校、中學校、高等學校等と同じ教諭となつた。これは、たゞ名稱を變えただけではなく、學校教育者として特殊のものでない(専門家ではあるが)こととなり、教員に關する諸法規に重要な關連をもつことである。なお最も重要な點は、幼稚園の目的も内容も、幼稚園令とは全然書き改められ

たことで、これは本誌が特に、あらゆる機會を以て詳解する筈であるが、誌友諸君の深き關心を以て研究せられるところと信ずる。從來の保育項目の列擧や、幼稚園令施行規則中の保育規定なども廢止せられ、一見極めて簡單になつてゐるが、これは法律としての文面であつて、幼稚園教育の目標及び實際内容については、いずれ文部省から「保育指針(假稱)」が公示せられる筈で、幼稚園保育内容調査委員會において整理せられてゐる。これについても、いずれ順次紹介するが、幼稚園の教育目標が義務教育の目標への一貫を企てられることは、特に注目を要する。以上すべて幼稚園の教育的充實に劃期的進展の踏出しが實現されてゐるものである。序に附言するが從來の幼稚園令ではその設置許可の規定はあつても、新學校教育法に明記せられてゐる(第八十三條)「各種學校は第一條に掲げる學校の名稱を用いてはならない」という如き嚴重な表示がなかつたため、往々にして幼稚園といふ名稱の非合法的濫用もあつたといわれている。これからは取締りの法的根據がしつかりした譯である。

(昭和二十二年三月記)